

政令第二百六十四号

関税法施行令及び関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十八条第二項の規定並びに関税暫定措置法（昭和三十一年法律第三十六号）第七条の八第一項及び第八条の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項第二号中「又は経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定（同項において「ブルネイ協定」という。）」を「、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定（同項において「ブルネイ協定」という。）又は包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との協定（以下この号及び同項において「東南アジア諸国連合協定」という。）」に改め、同号イ中「インドネシア協定」の下に「又は東南アジア諸国連合協定」を加え、同号ロ中「以外のものである場合」の下に「（当該貨物が東南アジア諸国連合協定附属書四第三規則4（a）の規定により連続する原産地証明書の発給を受けた締約国原産品であつて、かつ、当該連続する原産地証

明書を発給した国から当該国以外の地域を経由しないで本邦へ向けて直接に運送されたものである場合を除く。）を加え、同条第四項中「シンガポールにおいて」を「シンガポール協定における関税についての特別の規定による便益の適用を受ける貨物について」に改め、同項の表に次のように加える。

八 東南アジア 諸国連合協定	東南アジア諸国連合協定附属書四の付 録に定める事項	その証明に係る貨物を締約国から送り出 した者
-------------------	------------------------------	---------------------------

(関税暫定措置法施行令の一部改正)

第二条 関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二に次の一号を加える。

八 包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国間の協定

第二十五条第二項に次の一号を加える。

四 第十九条の二第八号に掲げる国際約束において関税の譲許が定められている物品であつて、当該国

際約束の我が国以外の締約国のうち法第八条の二第一項に規定する特惠受益国等(同条第三項に規定する特別特惠受益国を除く。)を原産地とするもの(当該物品の当該国際約束に基づく関税率が同条

第一項の規定による税率を超えるもの及び前号に掲げるものを除く。）

附 則

この政令は、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定の効力発生の日から施行する。